

森友公文書改ざん・加計・「働き方改革データ」問題の真相究明！

国民のための公務員制度めざす

緊急院内シンポジウム

参議院議員会館講堂 13:30～17:00

日本国家公務員労働組合連合会

次第

◇主催者あいさつ

◇シンポジウム

○シンポジストからの発言 …… 望月衣塑子・東京新聞記者

前川喜平・前文部科学事務次官

上西充子・法政大学教授

中野晃一・上智大学教授

鎌田一・国公労連書記長(コーディネーター)

○会場からの発言など

○まとめ・閉会

【シンポジウム資料】

プロフィール -----	1
森友学園問題の経緯 -----	2
加計学園問題の経緯 -----	3
「働き方改革」(裁量労働制ねつ造データ問題 + a)に関する経緯 -----	5
望月記者資料「森友改ざん、背景に何が」 -----	9
上西教授資料「資料働き方改革をめぐる行政のゆがみ」 -----	14
公文書改ざんと森友・加計学園問題の真相究明を 公正・中立で民主的な公務員制度の抜本的見直しを求める(談話) -----	20
公正で民主的な公務員制度の確立をめざす提言(案)のポイント・解説 -----	21
参考資料 「国立公文書館の職員数」 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言(平成 26 年度調査報告) より -----	31
歪められた行政・政策決定「告発フォーム」(国公労連 HP) -----	32
機関紙「全国税」(2017 年 12 月 11 日、2018 年 2 月 25 日 -----	33

【別途配布資料】

公正で民主的な公務員制度の確立をめざす提言(案)
公務・公共サービスの拡充を求める請願署名・ピラ
「国」と「公」を現場から問い直す情報誌「KOKKO」チラシ
感想文用紙

プロフィール



もちづき いそこ

1975年東京都生まれ。東京新聞社会部記者。千葉、埼玉など各県警、東京地検特捜部、東京地高裁の裁判担当を経て出産後、経済部に復帰。社会部で武器輸出、軍学共同を主に取材。著書に「武器輸出と日本企業」(角川新書、2016年)、「新聞記者」(2017年、角川新書)がある。



まえかわ きへい

1955年奈良県生まれ。東京大学法学部卒。1979年文部省(現文部科学省)に入省し、初等中等教育局長、文部科学審議官、文部科学事務次官などを歴任し、2017年1月退任。加計学園問題で2017年5月に記者会見し「行政がゆがめられた」と告発。7月には参考人としても告発した。



うえにし みつこ

1965年生まれ。法政大学キャリアデザイン学部教授。専門は労働問題。単著論文に「職業安定法改正による求人トラブル対策と今後の課題」(「季刊・労働者の権利」322号、2018年1月)、共著に石田真・朝倉むつ子・上西充子「大学生のためのアルバイト・就活トラブルQ&A」(旬報社、2017年)など。



なかの こういち

1970年東京都生まれ。東京大学文学部哲学科およびオックスフォード大学哲学・政治コース卒業、米国プリンストン大学で博士号(政治学)を取得。上智大学国際教養学部教授。専門は比較政治学、日本政治、政治思想。「つながり、変える 私たちの立憲政治」(大月書店、2016年)、「私物化される国家―支配と服従の日本政治」(角川新書、2018年)など著書多数。

森友学園問題の経緯

年	月	日	出来事
2011	7		大阪府豊中市内の8770㎡の国有地について、別の学校法人が7億円前後の価格を近畿財務局に提示。価格交渉が折り合わず、同法人は約1年後に取得を断念
2013	6		近畿財務局が8770㎡の国有地の取得希望者を公募。森友学園が小学校用地として取得を要望
2014	4	25	安倍昭恵氏が森友学園で講演し、小学校予定地を訪問
2015	9	5	安倍昭恵氏が開校予定の小学校の名誉校長に就任
2016	6	20	近畿財務局と森友学園との間で売買契約が成立。ゴミ撤去費8億1900万円などを値引きし、1億3400万円で売却
2016	9		豊中市議の情報公開請求に対し、近畿財務局が売却額の非公表を決定
2017	2	9	同規模の近隣国有地の1割の売却額だったと報道
2017	2	17	安倍晋三首相が国有地払い下げについて「私や妻が関係していたということになれば、首相も国会議員も辞める」と衆院予算委員会で発言
2017	2	24	佐川宣寿理財局長(当時)が国有地の売買契約に関する交渉記録について「売買契約の締結をもって、廃棄した」と国会答弁
2017	3	15	佐川宣寿理財局長(当時)が「こちらから(価格を)提示したこともないし、先方からいくらで買いたいと希望があったこともない」と国会答弁
2017	3	23	菅義偉官房長官が森友学園の問い合わせに対する昭恵氏付職員・谷査恵子氏によるFAXの回答を公表し、「FAXは谷氏個人が作成し、個人で所有していた」と谷氏が勝手にやったこととした。
2017	4	3	佐川宣寿理財局長(当時)が「(電子データは)短期間で自動的に消去され、復元できないシステムになっている」と国会答弁
2017	4	28	麻生太郎財務大臣が森友学園との交渉記録について「保存期間の満了をもって適切に廃棄した。紙と同様、電子データについても削除したと承知している」と国会答弁
2017	7	31	国の補助金をだまし取ったとして、森友学園の籠池泰典前理事長と妻を詐欺容疑で逮捕
2017	8		昭恵氏付職員だった谷査恵子氏が在イタリア日本大使館の一等書記官に就任
2017	8	30	財務省職員が森友学園側に「ゼロに近い金額までできるだけ努力する作業をしている」と説明していた音声テープが発覚
2017	12	4	佐川前理財局長を国税庁長官に充てた人事について、安倍首相は「適材適所で行った」と国会答弁
2018	2	15	太田充理財局長が「(森友学園との)交渉記録については(保存期間が)1年未満ということで、最終的に決裁文書に集約をするということをもって、そういう取り扱い(破棄)をしている」と国会答弁
2018	3	2	国有地取引における決裁文書に改ざん疑惑があると朝日新聞が報道
2018	3	9	森友学園との交渉担当部署に所属する近畿財務局職員の自殺が発覚
2018	3	9	佐川国税庁長官が辞任
2018	3	12	財務省が森友学園に対する国有地売却をめぐる公文書の改ざんを認める。
2018	3	27	佐川宣寿前国税庁長官に対する証人喚問。改ざん当時の財務省理財局長は、大阪地検による捜査を理由に詳しい証言を拒み続けたが安倍首相周辺の関与についてはきっぱりと否定

加計学園問題の経緯

年	月	日	出来事
2007	5	31	農林水産省「獣医師の需給に関する検討会報告書」公表(獣医師の需給に関する検討会:第1回2006年11月16日～第3回2007年4月25日)
2007-2014	11		今治市が愛媛県と共同で、構造改革特区に獣医学部設置を15回に渡り提案
2014	6	25	文部科学省:獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議(第1回2012.3.13～第18回2014. 2.24)が報告書まとめる。
2015	4	2	今治市職員が霞が関に陳情。首相官邸での面談(15:00～16:30)も含まれる。(※首相動静では、同時間に河村建夫議員、下村文科大臣、山中伸一事務次官と面談)
2015	6	29	第14回国家戦略特別区域諮問会議で、「獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討」が盛り込まれる
2015	6	30	「日本再興戦略」改定2015が閣議決定。「獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討」が記載され、いわゆる石破4条件が盛り込まれる。 ①既存の獣医師養成でない構想 ②ライフサイエンスなどの分野で具体的な需要 ③既存の大学・学部で対応が困難 ④獣医師の需要動向
2016	1		獣医学部構想を持つ今治市が国家戦略特区に
2016	2	9	今治市議が内閣府地方創生推進室(藤原豊次長等)と面会。「総務省の決算分析の資料において今治市の財政状況を指摘され、新設大学への財政支援による今後の財政悪化や、人口減少により学生が本当に集まるか危惧されていた。」
2016	3		京都府、京都産業大学が新設を提案
2016	4	21	今治市・国家戦略特区特別委員協議会に提出された資料「大学獣医学部の設置に向けてのスケジュール」の中で、開学時期が「最速でH30.4」と記載される。
2016	7		安倍首相、加計理事長らと会食、ゴルフ
2016	8		安倍首相、加計理事長らと会食、ゴルフ
2016	8	3	内閣改造で国家戦略と区の担当が、山本幸三地方創生担当相に就任。
2016	8	3	内閣府から今治市担当者にメール。「各所でスケジュールの共有を図り、当事務局からも、そのスケジュールに合わせて、進捗を確認できる体制をつくるべく、北九州市の別添データを参考に、広島・今治市のスケジュール表を作成願います。」「お忙しいところ恐縮ですが、本日中、遅くとも明日午前中までにご連絡いただけるようにご対応いただくと幸いです」といったメールの内容。添付の表には「獣医学部の新設※H30.4月開学の場合」とスケジュールに書き込まれている。
2016	8	23	加計孝太郎理事長と山本有二農水大臣が面会
2016	8	下旬	木曾功内閣官房参与(当時)が、前川喜平文部科学事務次官(当時)に「早く進めてほしい」と述べる。
2016	9		和泉洋人・首相補佐官と前川喜平・文部科学事務次官(当時)が首相官邸で複数回面会。「総理は自分の口から言えないから、私が変わって言う」などと言われたと前川氏が証言
2016	9	5	和泉洋人首相補佐官が、前川喜平文部科学事務次官(当時)に「総理の代わりに言う」と述べる。
2016	9	6	加計孝太郎理事長と松野博一文科大臣が面会
2016	9	7	加計孝太郎理事長と山本幸三地方創生大臣が面会
2016	9	7	日本獣医師会の酒井副会長、北村顧問と山本幸三地方創生大臣が面会
2016	9	26	文部科学省にて内閣府と「打ち合せ」(18:30～18:55)。藤原豊補佐官が浅野淳行専門教育課長に「官邸の最高レベルが言っている」と述べる。
2016	9	27	文部科学省専門教育課の係長が、省内の複数の宛先にメールを送信。「打ち合せ概要」を記録した文書ファイルを添付
2016	10	7	萩生田副長官が「平成30年4月は早い。無理だと思う。要するに、加計学園が誰も文句が言えないような良い提案をできるかどうかだな。」「私の方で整理しよう」と文科省の担当者との懇談で発言。
2016	10	中旬	内閣府側が「総理のご意向」などと発言したと文科省が記録。前川喜平文部科学事務次官(当時)が和泉補佐官と官邸で面会
2016	10	頃	前川氏が、特区を担当する内閣府からの指示で文科省が「2018年4月開学」を前提とした開学スケジュールを作成させられたと、東京新聞インタビューで証言
2016	10		安倍首相、加計理事長らと会食
2016	10	17	和泉洋人首相補佐官が、前川喜平文部科学事務次官(当時)に「早く結論を出せ」と述べる。

2016	10	19	北村直人元議員が文科省専門教育課牧野氏と懇談。「(18日、石破元大臣と会って話)党プロセスは今後どうなるのか。党プロセスを省くのはおかしい。総務会には上がってくるマターではないのか」などと発言。後日、本文書に書かれている内容を北村元議員は認める。
2016	10	21	萩生田副長官が「総理は「平成30年4月開学」とおしりを切っていた。工期は24か月でやる。今年11月には方針を決めたいことのことだった。」などと発言
2016	10	25	今治市特区特別委員会。資料として、「開学までのスケジュール」が提出され、平成30年4月開学と明示される。
2016	10	28	内閣府が特区の原案作成
2016	10	31	内閣府事務方が農水省消費・安全課に原案提示
2016	11	1	文科省から意見を受け、内閣府事務方が修正案提示
2016	11	1	内閣府職員(文科省から出向)から文科省の行革室へ職員へメール。「広域的に」等文言の修正について、「指示は藤原豊審議官曰く、官邸の萩生田副長官からあった」と記載。
2016	11	2	文科省が、両省の方針を内閣府に伝える。
2016	11	8	内閣府で、今治市職員と内閣府職員が面談。翌日の特区諮問会議の資料を手渡し、説明
2016	11	9	国家戦略特区諮問会議にて、「獣医師養成系大学・学部の新設」が決定。「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とする」との規制緩和がなされることに
2016	12	22	内閣府・文科・農水3大臣が、空白地域に「1校に限り」で認めると合意。
2016	12	24	安倍首相、昭恵夫人、加計理事長らと会食
2017	1	4	内閣府・文科省告示。「1校に限り」獣医学部新設の認可が告示される。(募集期間は1月11日まで)
2017	1	20	国家戦略特区諮問会議にて、加計学園を事業者認定
2017	3	3	今治市の定例議会で、私有地の無償譲渡と県と合わせて最大96億円の建設費補助を決定(補正予算)
2017	3	28	安倍晋三首相が参院決算委員会で「私に相談があったことや圧力が働いたということは一切ない」と発言
2017	5	17	「ご意向」等文書の存在が発覚。菅官房長官は、記者会見で「怪文書みたいな文書」と一蹴
2017	5	19	松野文科大臣が「該当する文書の存在は確認できなかった」とする調査結果を発表(担当の専門教育課長ら7人への聞き取りや同課の共有フォルダーの確認にとどまり、共有フォルダーの削除履歴や個人が省内で使うパソコンなどは調べていなかった。作業時間は実質半日と言われる)
2017	5	25	前川喜平・前文科事務次官が「(担当課から)報告を受けた際に受け取った文書に間違いはない」と会見で述べる。菅官房長官が会見で「文科省の調査結果で確認できず」と述べる。
	6	3	NHKが 昨年9月26日に内閣府が文科省に対し「官邸の最高レベルが言っている」などと早期開学を迫った会議の議事概要とされる文書は文科省内の複数の課の少なくとも10人以上の職員に送信され、今も個人のパソコンの中などの保管されていると報道
2017	6	5	松野文科大臣が国会で「省内外の政策の意思決定過程について、これを発表しないのは従来からのことだ」と述べる。
2017	6	6	朝日新聞が「文書は省内で共有していた」とする文科省の現役職員の証言を報道
2017	6	19	NHKが萩生田光一官房副長官の関与に加え、総理は「平成30年4月開学」とおしりを切っていたと首相自らの指示まで示した新文書をスクープ
2017	7	10	衆参両院で閉会中審査。前川喜平・前文科事務次官を参考人招致
2017	8	25	大学設置・学校法人審議会が加計学園の認可判断を保留
2017	11	9	設置審が認可答申
2017	11	14	林芳正文科大臣が加計学園の獣医学部新設を認可
2018	3	15	野党6党が加計問題でも今治市の文書が改ざんされていた疑いを指摘
2018	4		加計学園の獣医学部開学

「働き方改革」(裁量労働制ねつ造データ問題+α)に関する経緯

年	月	日	出来事
1987	9	26	改正労働基準法公布。週48時間を40時間に(当面46時間制・中小には猶予)。年休最低付与6日を10日に。1ヵ月・3ヵ月単位の変形労働時間制、裁量労働のみなし時間制(専門職に適用)、事業場外のみなし時間制、フレックスタイム制創設。第3次中曽根政権
1993	7	1	改正労働基準法公布。1年単位の変形労働時間制創設、4週単位は1ヵ月単位に。時間外・休日労働に関する割増賃金率の改正、裁量労働制の適用対象業務の拡大、年次有給休暇の付与要件の緩和、林業への労働時間規定の適用、罰金額の引き上げ。宮澤政権
1998	9	30	改正労働基準法公布(企画業務型裁量労働制創設。変形労働制要件緩和。労働大臣に労働時間延長の限度基準設定権限付与(「限度基準告示」154号)。有期労働契約上限を1年から専門業務など3年に。労働条件明示事項の追加(賃金だけでなく就業時間や場所も。女性保護規定撤廃に伴う激変緩和措置)。第2次橋本政権
2000	4	1	企画業務型裁量労働制、施行。小淵政権
2003	7	4	改正労働基準法公布。専門業務型裁量労働制の導入にあたり労使協定で健康・福祉確保措置および苦情処理措置を定めることが新たな要件に。企画業務型裁量労働制について、対象事業場の範囲を拡大。有期契約上限3～5年に。更新・雇止め基準。解雇権濫用法理。第1次小泉政権
2005	6	21	経団連「ホワイトカラーエグゼンプションに関する提言」。賃金要件は当該年における年収の額が400万円(又は全労働者の平均給与所得)以上であること、とされる
2007	1	16	安倍首相がホワイトカラーエグゼンプション制度を含む法案の国会提出を断念。「今の段階では難しい。(国民の)理解を得られていない」と述べる。
2008	1	16	月60時間超の時間外労働割増賃金率を25%から50%に(中小企業は当面、適用猶予)。割増賃金支払い代替の有休、割増賃金引上げ努力義務。有休の時間単位取得。麻生政権
2012	12	26	第二次安倍内閣が発足
2013	2	28	第183国会の施政方針演説で安倍首相が「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指します」と述べる。
	4		「平成25年度労働時間等総合実態調査」実施(4～6月)
	6	14	政府が日本再興戦略を閣議決定。労働法制の見直しとして「企画業務型裁量労働制を始め、労働時間法制について、早急に実態調査・分析を実施し、本年秋から労働政策審議会で検討を開始する」「1年を目途に結論を得る」
	8	20	今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会、報告書
	8	30	第192回労政審労働力需給制度部会、労働者派遣制度のあり方について審議開始
	9	18	「第1回 産業競争力会議 雇用・人材分科会」で長谷川主査から今後の検討の方向性として「労働時間法制については、個人の能力・競争力向上や柔軟で多様な働き方をより可能とするよう、新たな裁量労働制や職務等限定社員のあり方等について検討をする」と提起される。
2013	9	20	「第1回産業競争力会議課題別会合」国家戦略特区で、事前契約方式による①労契法18条無期転換ルールの適用除外、②労契法16条解雇権濫用法理の適用除外、③労基法第4章の適用除外＝ホワイトカラーエグゼンプションが提案され、田村厚労相が抗弁。「労政審で審議せずに雇用の法律を改正することを考えるように」という話もあるが、ILO条約上の制約等もあり難しい。その点は、また一度しっかりとご説明をさせていただきたい。いずれにしても、雇用に関する基本的なルールである労働基準法や労働契約法について、一部地域や企業を対象とし、試行的に適用除外とする特区が出来るかどうかについては、基本的生存権である労働者を保護する法律が、果たして特区の中で打ち破ることができるかどうかを検討することが前提であると考え

9	27	<p>第103回労働条件分科会。「今後の労働時間法制のあり方について」の議論が始まる。</p> <p>新谷労働委員、国家戦略特区による労働法制規制緩和についての厚労省の考え方について質問、意見。「法律の基本構造を崩すようなこんな提案がよく出てきたな、本当に信じがたいというのが正直な思い。(略)地域間の競争力のダウングレードの競争が始まって、地域ごとに労働条件がどんどん下げられていくという悪夢のような話にもなりかねない。厚労省として、あるべき論や、筋論といった、まともな論議ができるように御尽力いただきたい」。「閣議決定をする前提となる会議体に、労使代表も入れずに、政府が任命したたった5人の有識者という人たちに2人の専門委員を入れて、方針を決めてしまうというのは、民主国家として論議のプロセスとしていかなものか」。</p> <p>八野労働委員「一部の有識者、財界関係者のみで構成された会議の中で雇用・労働政策が打ち出され、それがそのまま労働政策審議会で取り上げるべき論点に上がってきている状況は極めて遺憾。雇用労働問題は、ILO条約に基づく三者構成の原則にのっとった労働政策審議会の場で取り扱われるべきもの」。</p> <p>村山労働条件政策課長。厚労省として労働者保護の視点、公正競争ルールの視点から、特区による規制緩和に問題ありと考えている旨説明。さらに、「『日本再興戦略』等の閣議決定においても、労政審で検討すると明記された。フィラデルフィア宣言における労使代表原則を初めとする労働分野におけるグローバルスタンダードであるILOの原則的な考え方というものにのっとった対応を、政府として、とりわけ労働ルールに携わる行政にいるものとしてしっかり認識していきたい」</p> <p>鈴木使側委員は産業競争力会議の動きを肯定的にみつつ、主張。「画一的な法律で規制を行うというのではなく、個別企業労使が協議をして決められる仕組みを充実・強化していくことが不可欠」</p> <p>村山労働条件政策課長、調査に言及。「早急に実態把握調査・分析を実施し」とされております。その「早急に実態把握調査・分析」をどのように実施しているかについての資料が、4ページ「平成25年度労働時間等総合実態調査について」です</p>	
10	30	<p>第104回労働政策審議会労働条件分科会で「平成25年度労働時間等総合実態調査」の調査結果を提示</p> <p>村山労働条件政策課長「検討のベースとして調査的監督と一般に言われるもの、すなわち労働基準監督官が全国の無作為抽出した事業場に足を運び、労働時間の実態調査をやっているの、第2回目の調査審議の際、事務局からとりあえずの集計結果を御報告申し上げたいということを申し上げたところでございます。その結果が取りまとまりましたので、本日は、まずその結果について御説明をしたいと思います」</p>	
11		JILPT「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果」の調査はじまる	
12	17	<p>第106回労働政策審議会労働条件分科会で調査の項目が報告される。</p> <p>村山労働条件政策課長「まず我が国の現在の労働時間等の実態がどうなっているかということで、調査的監督の結果に即してさまざま、現状認識に関する認識の共有化のための御議論を進めていただいたところでございますが、特に今回の議題の1つになっております企画業務型裁量労働制等の弾力的な労働時間制度に関しましては、その潜在的なニーズでありますとか、実際の要件・手続について検討する上での基礎資料が必要でございます。このようなニーズ把握ですとか、あるいは詳細な制度的な要望のようなものの把握というのは、なかなか労働基準監督署による調査にはなじまないの、現在、労使双方へのアンケート調査を行っているところでございます」</p>	
2014	1	15	第107回労働政策審議会労働条件分科会で調査の主な結果・速報が報告される。労働時間に関しては報告されず。
	1	29	労政審労働力需給制度部会、「労働者派遣制度の改正について」建議
	4	22	第4回 経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議でいわゆる「長谷川ペーパー」が提示される
	5	30	JILPT「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果」が公表される
	6	24	「日本再興戦略」改訂2014(閣議決定)
	6	30	・JILPTの事業場調査と労働者調査のプレスリリース(冊子から1か月遅れ) (プレスリリース資料には実労働時間のグラフあり)――
	9	30	第116回労働政策審議会労働条件分科会でJILPTの報告書がまとまったことが報告される。

			村山労働条件政策課長「JILPTに委託して調査した結果がとりまとめ、先ほど新谷委員から御指摘のあった数字について、鈴木委員からお話のあった点に注目した上で、この分科会で御報告したところです。その後、この調査結果については、さらに詳細なクロス集計等も載った冊子が出ておりますので、改めて精査した上で、今後も裁量労働制について御議論いただく回があると思いますので、その際に改めて経過とともに御報告したいと考えております」
2015	2	13	労働政策審議会が「今後の労働時間法制等の在り方について」を建議
	3	2	高度プロフェッショナル制度と裁量労働制の拡大を含む労働基準法改正法案の要綱を労政審が答申
	3		厚生労働省が民主党の部会で不適切な比較データを初めて提示
	4	3	政府が労働基準法改正法案を閣議決定
	7	31	塩崎厚労大臣が「むしろ一般労働者の方が平均でいくと長い」と答弁
	9	11	労働者派遣法「改正」法、可決成立。施行日9月30日。17時から労政審労働力需給制度部会
	10	7	連合大会。事務局長は神津氏から逢見氏へ。会長は古賀氏から神津氏へ。総合労働局総合局長は新谷氏から村上氏へ。
	10	29	「第1回 一億総活躍国民会議」
2016	2	23	自民党「多様な働き方を支援する勉強会」「労働政策審議会に関する提言」(労政審委員の構成について問題提起)
	6	2	ニッポン一億総活躍プランで、「労働基準法については、労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36(サブロク)協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する」ことが確認される
2016	7	26	<p>「第1回 働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」</p> <p>大田氏「労働政策決定プロセスの問題点。1、政策決定までに時間がかかり過ぎる。規制改革会議で1年かけて答申をまとめても、厚労省研究会で一から議論され、その後、労政審。法案まで2～3年かかる。2、働き方が多様化する中、労使代表は誰をどう代表するのか。連合も非正規・非組合員を代表する立場に立ち得るのか。雇用をめぐる多くのニーズが政策形成の場に反映されていない。雇用問題は労使の問題というよりも国民的問題。3、労使の利害調整の枠を越えて、経済全体の中で労働政策を考える場がない。」</p> <p>大田氏「厚労省設置法では、労働政策に関して労政審に諮問できるとを定めているだけであり、労働政策全て労政審を通さねばならないと規定しているわけではない。労政審を通さないと法律改正とか新立法ができないというのはどこに規定されているのか」「三者構成ということと、労使が同数の審議会であればならないというのは違う。フィラデルフィア宣言でも、政府と対等と。労使同数とは違う。」</p> <p>小峰座長「素人なので、ILOというのはどのぐらい偉いのかというのはよく知らないが、こういう方針でいこうというときに、ILOが言っているからやろうというよりは、本来、それが望ましいからやろうという議論にしたほうがいいのではないか。」</p> <p>古賀氏「三者構成の原則というのは崩すべきではない。幾つかの労働政策は、現実、政府の会議体で労働側の代表が全くいないところで決定をされ、その具体的制度設計を労政審がやっているようなところもある。それは三者構成にどのように照らし合わせるべきなのかということもぜひ議論していただきたい。」</p>
	9	23	<p>「第2回 働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」</p> <p>古賀氏「働き方や雇用・労働に関する政策は、いわゆる産業政策や社会保障、税制など、幅広い分野にかかわるということ。したがって、労政審本審の「企画部会」的なもので本当に議論が完結できるのかとも思う。内閣の中、例えば官邸の中にそういう機関をつくってそこで大きな方向性の議論をする。もちろん労政審とタイアップしながら議論する。そういうことも、非常に難しいことだと思うが、選択肢としてはあるのではないか。雇用・労働政策が、それだけで完結できないような状況になっているということは、我々は頭に入れておかなければならない。</p> <p>中長期的な方針は内閣で議論、決定するということだが、中長期的な方針は、具体的な雇用・労働のルールに直結していく場合が多い。だからこそ、中長期的な方針を議論するときに、労使の声がきちんと反映するようなメンバーを私は選ぶべきだと思う。また、ルール決定というのは何も労使の利害関係ということだけではなく、ルールが職場に根づくかどうか非常に重要な視点であると思いますので、そのことをあえて申し上げたい。」</p>
	9	27	「第1回 働き方改革実現会議」

	12	14	「第5回 働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」報告書 官邸の判断で、労政審をとおさずに労働立法を上程することも可能であること、労使代表の立場でない有識者が個人の見解で中長期的な労働政策を議論し方向性を打ち出す「労働政策基本部会」を設置することなどを提言(2017年4月から報告書にそつた規則改定を施行)
2017	2	14	第7回働き方改革実現会議で「時間外労働の上限規制について(事務局案)」が示される
	2	17	塩崎厚労大臣が「裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べますと一般労働者よりも短いというデータもございまして」と答弁
	3	13	「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」
	7	14	連合が安倍総理に対して、労働基準法等改正法案に関する要請を実施
	7	27	連合が臨時の中央執行委員会を開催し、「労働基準法等改正法案の修正等に関する取り組みについて」を確認。高度プロフェッショナル制度の導入等に関する政労使合意を見送る。
	7	31	「第1回労働政策基本部会」
	9	4	第139回労働条件分科会 川田公益委員が裁量労働制の対象拡大と高プロ制度の導入について「検討に値する意義がある」と発言。労働側委員は全員が反対の意思表示。荒木分科会長は「労働側委員から示された懸念点を踏まえた上で、次回、法律案要綱を示すように」と押し切った。 時間外労働の上限規制と「高度プロフェッショナル制度」「裁量労働制の拡大」を組み合わせにした労働基準法改正法案の要綱を労政審が答申
	9	15	時間外労働の上限規制と「高度プロフェッショナル制度」「裁量労働制の拡大」を組み合わせにした労働基準法改正法案の要綱を労政審が答申
	9	28	衆院の解散により「労働基準法等の一部を改正する法律案」が廃案
	10	3	「第1回柔軟な働き方に関する検討会」 雇用型・自営型テレワーク、副業・兼業を促進させるためのガイドラインづくり開始。労使代表はヒアリングの扱い。
	12	19	「第6回柔軟な働き方に関する検討会」報告案。委員もちまわりで文言修正し25日に報告答申。ガイドラインは2月発出。
2018	1	29	安倍首相が「裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いというデータもあるということは御紹介させていただきたい」と答弁
	1	31	森本真治参議院議員の質問で出典が「平成25年度労働時間等総合実態調査」だとわかる
	2	1	上西充子法政大学教授がツイッターで問題点を指摘
	2	2	厚労省の担当局長が問題を把握
	2	3	上西教授が問題点を指摘する記事の第一弾をヤフー個人ニュースに投稿
	2	7	加藤厚労大臣に報告が上がる
	2	14	首相が答弁を撤回し、おわび
	2	20	安倍首相が「労働調査を行うことは考えていない」と答弁し、再調査はしない考えを示す
	2	26	連合・政策要求実現2. 26院内集会。 神津会長「連合は、裁量労働制の運用実態の問題点や、曖昧かつ危険な裁量労働をさらに広げてしまうおそれを指摘し、高度プロフェッショナル制度の導入と裁量労働制の対象業務拡大は行うべきではないと強く主張してきました。まずは過労死や過労自殺をゼロにするべきです。その上で、やはり、高度プロフェッショナル制度の導入と裁量労働制の対象業務拡大は絶対に削除すべきです。」
	2	28	首相が裁量労働制の削除を指示
	4	5	自民党が総務会で法案了承
	4	6	閣議決定

(資料) つしまようへい氏作成の時系列整理(裁量労働制データ問題関連)に、全労連・伊藤圭一氏が加筆して作成。

4・10緊急院内集会

森友改ざん、加計、「働き方改革」
データ問題の真相究明！

森友改ざん、背景に何が

2018年4月10日 望月衣塑子

会計検査院「土地値引きの根拠不十分」

地下埋設物の撤去・処分費用の算定に当たり、深度、掘込率等について、十分な根拠が確認できないものとなっているなどの事象が見受けられた。このため、今後、財務省及び国土交通省において、地下埋設物の撤去・処分費用を算定する場合には必要な調査検討を行うとともに、算定に必要な作業時間を確保するなどして、地下埋設物の撤去・処分費用を適切に算定すること
財務省及び国土交通省において、国有地の売却に当たり、国有地を適正に評価するため、契約相手方側から提供された資料を用いる場合、その内容について確認等を行うこと。また、財務省において、予定価格の決定に当たり、事前に一層調査すること
平成28年1月の処分方針通過改正の趣旨に沿って、処分方針の間で価格に係る交渉を行うこと

特例のオンパレード

①2012～2016年度
売り払い前提の貸し付け契約
「118分の1」

②延納特約、分割払い
「1214分の1」

③2013～2016年度
価格を非公表
「972分の1」

森友文書 書き換えの疑い



学校法人・森友学園(大阪市)との国有地取引の間に財務省が作成した決裁文書について、契約当時の文書の内容と、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示した文書の内容に違いがあることがわかった。学園側との交渉について、複数の関係者などによると、文書が複数作成されたことが明らかになった。関係者によると、15年5月、森友学園が国有地を売却するにあたり、財務省の管理部門(国土院)との交渉を経て、契約当時の文書が作成された。その後、学園側が財務省の管理部門と交渉し、文書の内容を修正したことがわかった。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。

財務省、問題発覚後か 交渉経緯など複数箇所

検定できるものとして、その後に財務省が作成した決裁文書の内容と、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示した文書の内容に違いがあることがわかった。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。

2018年(平成30年) 3月2日 金曜日

朝日新聞

東京 15.0 15.0 15.0 15.0
 横浜 15.0 15.0 15.0 15.0
 千葉 15.0 15.0 15.0 15.0
 さいばい 15.0 15.0 15.0 15.0
 札幌 15.0 15.0 15.0 15.0
 仙台 15.0 15.0 15.0 15.0
 北陸 15.0 15.0 15.0 15.0
 新潟 15.0 15.0 15.0 15.0
 東京 15.0 15.0 15.0 15.0

朝日新聞東京本社 本日の編集長は佐野正夫
 〒104-8001東京都中央区東區5-2-2 電話03-3543-4111 www.asahi.com

水と環境を支え続ける **水ing**

水ing 株式会社 www.watering.co.jp

オビニオン&フォーラム・社説・声

社説 働き方改革と高プロ/新幹線の社会電報
 私の視点X4 14.15面

「売り手市場」採用活動解禁

来春卒業する大學生の採用活動が解禁された。学生に有利な「売り手市場」になり、企業は働きやすさのPRに躍起だ。 8面

凍土壁の抑制効果 1日95ト

福島第一原発にはば先決した凍土壁の効果を

改ざん疑惑

国会議員らに改ざん後の文書を提示
 2015~16年度
 「特定のな内容」
 「学園の提案に応じて鑑定評価、価格提示」
 「本件の特殊性」



森友文書 項目ごと消える



学校法人・森友学園(大阪市)との国有地取引の間に財務省が作成した決裁文書について、契約当時の文書の内容と、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示した文書の内容に違いがあることがわかった。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。

貸付契約までの経緯 売却決裁調書 7ページから「5ページ」に

関係者は学園と、15年5月に、契約当時の文書の内容と、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示した文書の内容に違いがあることがわかった。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。関係者によると、この修正された文書は、昨年2月の国有地売却後に国会議員らに開示された。

2018年(平成30年) 3月9日 金曜日

朝日新聞

東京 16.0 16.0 16.0 16.0
 横浜 16.0 16.0 16.0 16.0
 千葉 16.0 16.0 16.0 16.0
 さいばい 16.0 16.0 16.0 16.0
 札幌 16.0 16.0 16.0 16.0
 仙台 16.0 16.0 16.0 16.0
 北陸 16.0 16.0 16.0 16.0
 新潟 16.0 16.0 16.0 16.0
 東京 16.0 16.0 16.0 16.0

朝日新聞東京本社 本日の編集長は佐野正夫
 〒104-8001東京都中央区東區5-2-2 電話03-3543-4111 www.asahi.com

「エコ」と「防災」を考える **BX 文化キョウター**

オビニオン&フォーラム・社説・声

社説 財務省書き換え疑惑/パラリンピック
 絆論 あの日を記憶をつなぐ 16.17面

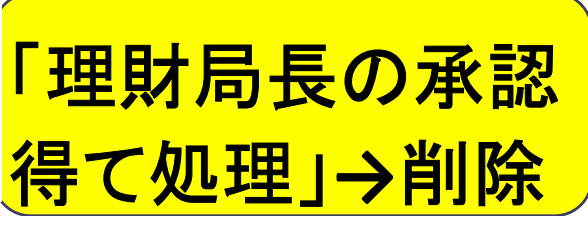
「ドリム」存命中に後継選

チベットの命政府のセグメントが「ドリム」存命中の後継選について、年内に開く高層の会議で検討を始める考えを示した。 3.13面

16.18.28面

項目ごと消失

貸付までの経緯
 7ページから
 5ページに
 10年以内の売買前提のローン契約
 「特例的な内容」



森友14文書改ざん

「首相」「昭恵氏」削除

財務省公表「佐川氏に最終責任」 麻生氏の名も

学校法人「森友学園」への国有地売却をめぐり、麻生大蔵大臣が責任を認め、森友学園側が改ざんした14文書を公表した。財務省は「佐川氏に最終責任」とし、麻生氏の名も削除された。また、昭恵夫人の名も削除された。

民主主義の根幹揺らぐ

森友問題に関する安倍首相の発言が、民主主義の根幹を揺るがしている。財務省が公表した14文書の中には、昭恵夫人の名が削除されている。また、昭恵夫人の名が削除されている。また、昭恵夫人の名が削除されている。

東京新聞

王冠 龍池茶

TEL 03-6910-2201

筆洗

14文書改ざん

昭恵夫人の名前も

平沼・鴻池議員 → 削除

民主主義の根幹揺らぐ

“私人”昭恵氏の詳細な説明

近畿財務局から豊中市に「森友学園と本財産の契約を締結することを認める」旨の文書を提出してもらいたいとの要請あり。
 なお、打合せの際、「本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから、前に進めてください』とのお言葉をいただいた。」との発言あり（森友学園龍池理事長と夫人が現場の前で並んで写っている写真を提示）。

H26. 6. 2 近畿財務局から森友学園に対し、①当局の審査を延長すること、②豊中市に対して、開発行為等に係る手続のみを可能とする「承諾書」を当局から提出すること、③強私いを前提とした貸付については協力させていただく旨を回答。



画像:朝日新聞デジタル

2014年4月28日

龍池氏
昭恵氏との3ショット写真
近畿財務局に提出

龍池氏
「夫人から『いい土地ですから、前に進めてください』とお言葉頂いた」

2014年6月2日

近畿財務局
売り払い前提の貸付
「協力させて頂く」

日本会議 首相の記述も削除

(2) 理事長

籠池康博氏 (別添名刺参照)

同氏は、「日本会議大阪 (注) 代表・運営委員」を総務とする顧問団に参与している。

(注) 日本会議大阪は、全国的な国民運動団体である「日本会議」(美しい日本の再建と誇りある国づくりのために政策提言と国民運動を推進することを目指す)として設立された任意団体)が平成9年に設立されたのに呼応する形で、大阪に根付いたより広汎な国民運動を推進すべく、平成10年6月に設立された任意団体。

なお、国会においては、日本会議と連携する組織として、超党派による「日本会議国会議員懇談会」が平成9年5月に設立され、現在、役員には特別顧問として麻生太郎財務大臣、会長に平沼赳夫議員、副会長に安倍晋三総理らが就任。

本省決裁の付決議書

籠池氏は 日本会議大阪に関与

日本会議の説明 特別顧問に

麻生財務大臣、会長に 平沼議員、副会長に 安倍晋三首相らが就任

「国会答弁との整合性を保つため」?

佐川元理財局長に全責任?



画像:毎日新聞WEB

安倍首相

私や妻が関係していたということになれば
間違いなく総理大臣も国会議員も辞めると
いうことははっきり申し上げておきたい
(2017年2月17日)

佐川元理財局長

交渉記録残っていない (2017年2月24日)
政治家の働き掛けなし (2017年3月1日)
価格交渉していない (2017年3月15日)



画像:毎日新聞WEB

森友端緒の木村豊市議の提訴



2016年9月
売却価格など開示請求



売却額や地中ごみの存在などを黒塗り

2017年2月
開示求めて国を提訴

2017年8月
国、価格を初公表

「答弁控える」55回



佐川元理財局長

首相・夫人・
官邸の関与は
ございません!



迫田当時理財局長



麻生財務大臣

一部の理財局
職員の判断

働き方改革をめぐる行政のゆがみ

法政大学キャリアデザイン学部教授 上西充子

1. 裁量労働制データ問題

(1) 比較データ問題とは

安倍首相1月29日 衆議院予算委員会（長妻昭議員質疑）
「厚生労働省の調査によれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さは、平均な、平均的な方で比べれば、一般労働者よりも短いというデータもあるということは、御紹介させていただきたいと思います」

加藤大臣1月31日 参議院予算委員会（森本真治議員質疑）
「私どもの平成25年度労働時間等総合実態調査、これ、厚生労働省が調べたものでありますけれども、平均的な一般労働者の時間が9時間・・・、これは1日の実労働時間ですが、9時間37分に対して、企画業務型裁量労働制は9時間16分と、こういう数字もあるということ、先ほど申し上げたところでございます」

(2) 実際は・・・

「平均的な者」	平均値とは異なり、特別に定義された「平均的な者」
一般労働者	8時間 + 「最長」の1日の法定時間外労働の平均
企画業務型裁量労働制	「労働時間の状況」（実労働時間ではない）

平成25年度労働時間等総合実態調査に用いた付表（抜粋）

調査事項

I 時間外・休日労働等

問6 時間外労働の概況

1 時間外労働時間数

	調査対象月の時間外労働が最長の週の法定労働時間超		調査対象月の時間外労働が平均的な週の法定労働時間超	
	時間	分	時間	分
一般労働者				
1日の時間外労働の最長時間数				
1週の時間外労働の最長時間数				
1月の時間外労働時間数				
1年の時間外労働時間数				

IV 裁量労働制（裁量労働制を導入している場合に記入すること）

問3 労働時間の状況

	労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者の状況		労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的な者の状況			
	1日	時間	分	1日	時間	分
① 専門業務型裁量労働制						
② 企画業務型裁量労働制						

- 調査結果そのものではない
- 比較できないものを比較
- 間違った計算式（一般労働者の8時間未満の者の時間を過大に推計）
- データに異常値が多数
(企画業務型裁量労働制の1日の労働時間が1時間以下25件など)

(3) 比較データ問題の推移

- 2月3日：上西が1本目のヤフー記事を公開
- 2月5日：野党の追及開始
- 2月14日：安倍首相答弁撤回（「精査が必要なデータ」）
- 2月14日：野党合同ヒアリング開始
- 2月19日：裁量労働制にかかる調査項目の開示（一般労働者は「最長」）／
個票データを野党に提供／
比較の不適切さを加藤大臣が認める（個票データはなお「精査」）
- 2月20日：調査票（回収票）が地下倉庫からみつかる
- 2月21日：衆議院予算委員会中央公聴会 上西が公述人意見陳述
- 2月28日：衆議院にて予算案通過。深夜に裁量労働制の法案からの削除を決定
- 3月1日：安倍首相、国会で裁量労働制の法案からの削除を表明
- 4月6日：働き方改革関連法案閣議決定

■データ比較問題からみた政策決定プロセスのゆがみ：裁量労働制の拡大は撤回を
（公述人意見陳述）（上西充子） - Y!ニュース
<https://news.yahoo.co.jp/byline/uenishimitsuko/20180221-00081859/>

(4) 比較データ問題の真相究明は？

加藤大臣2月16日 衆議院予算委員会（長妻昭議員の質疑）

「当時、民主党のですね、部門会議でご説明をさせていただき中で、いろいろ宿題もいただき、またそれに必要なものは何かということに戻ってきて、課長以下、課内で『だいたい、こんなことだね』という方針を作り、そしてそれにのっとった資料を、それぞれの課員が、作った。そのうちの1つが、これでありまして。その上で課長に了解を得て、局長に了解を得て、そして部門会議に提出をさせていただいた、こういうふうに承知をしています」

「ですから、今、申し上げたような形で、ものが作成されたというふうには、私が当時の担当者に確認をさせていただいているということですので、私もそれを聞いて、特段、不自然なところもないと思いますので、今、ご指摘のようなその「第三者の目」というご指摘の部分がよくわかりませんが、そうした調査は、必ずしも必要ではないと認識をしております」

「資料の作り方はそれぞれ、データを出してきて資料を作るわけでありまして、それを、言葉が「平均的な者」と。それから同じ調査であるということですね、もう少しきちんと確認をしておくべきだ、という委員のご指摘は、私はその通りだと思います。当然、統計を作るときには原典に当たり、ですね、どういう定義なのか、それがどういうものなのか、場合によっては加工されているか、加工されていないか、とか。それをしっかり調べて作るべきであった。それを、委員、おっしゃる通りだと思います。ただ、今、申し上げた全体の作成の経緯というのは、私が聞いた限り、そういう課の中で方針を立てて、そしてそれにのっとって、それぞれの課員が自分の持っているデータを使って表を作ってきて、そしてそれについて課長の了承を取って局長の了承を取って出したということですので、それは、私はそういうことだったんだろうと、こういうふうに受けとめておるわけでありまして。」

● 朝日新聞デジタル 2018年2月20日
「不適切資料、故意は否定 政府、3年使用 労働時間比較」

「厚労省の説明によると、問題の比較データは3年前に、調査にあたった職員とは別の労働条件政策課の担当者が作成。その後は原典を確認せずに、国会答弁の根拠として繰り返し使われてきたという。労働基準局担当の土屋喜久審議官は記者会見で、「(データの問題点を)十分に認識せずに比較した」と述べ、あくまでミスだったと強調。不適切なデータ比較に関する政権からの指示は否定した。」

- 裁量労働制の比較データ問題。調査した職員とは別の担当者が問題を認識せずに比べたとの説明は、ありえない(上西充子) - Y!ニュース
<https://news.yahoo.co.jp/byline/uenishimitsuko/20180329-00083295/>

2. 野村不動産の裁量労働制違法適用に関する「特別指導」問題

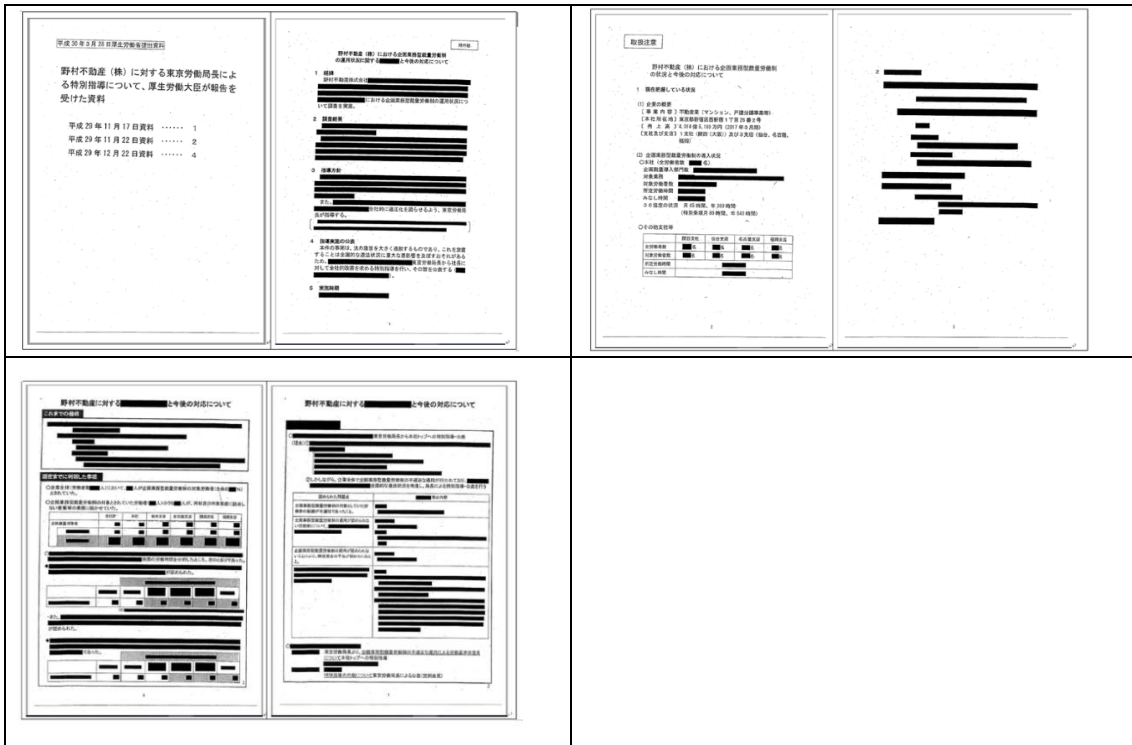
(1)「特別指導」をめぐる経緯

2016年9月	・野村不動産の男性社員が自殺(朝日新聞報道)
2017年春	・遺族が労災申請(朝日新聞報道)
11月17日、11月22日、12月22日	・厚生労働省が野村不動産への特別指導について、加藤大臣に報告(2018年3月28日の衆院厚労委員会理事会上に黒塗り開示)
12月25日	・東京労働局が野村不動産に「特別指導」
12月26日	・野村不動産がホームページにて本社と4事業場に是正勧告・指導を受けた旨、公表 ・東京労働局長、定例記者会見で「特別指導」を記者に公表 ・野村不動産の男性について、新宿労働基準監督署が労災認定(朝日新聞報道)
2018年 1月29日	・衆議院予算委員会で安倍首相が野村不動産への特別指導に言及し、「今後とも指導を徹底する」と答弁
3月4日	・朝日新聞が野村不動産における過労自殺を報じる
3月5日	・石橋通宏議員の質疑に対し加藤大臣、過労死について「逐一把握していない」
3月16日	・特別指導について決裁書を作成していなかったことと、加藤大臣に事前に3回の報告があったことが、答弁書により判明
3月30日	・東京労働局勝田局長「なんなら是正勧告してあげても」発言→撤回
4月5日	・遺族から公表に同意するFAXが東京労働局に届く
4月6日	・勝田局長参考人招致(衆議院厚生労働委員会) ・働き方改革関連法案閣議決定

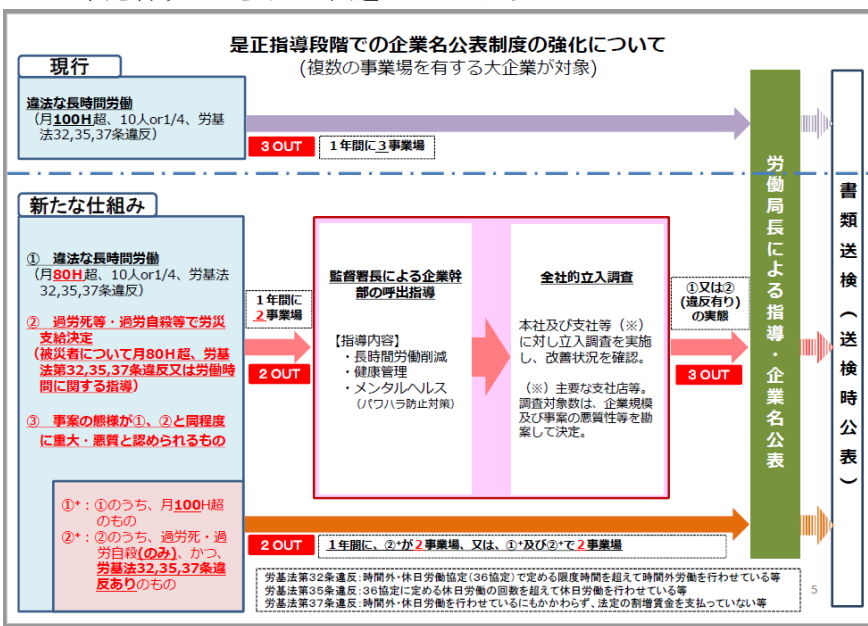
(2)「特別指導」をめぐる論点

- 裁量労働制の濫用に適切に指導した事例ではなく、過労死の労災申請がされて初めて問題が把握できた事例ではないのか?
- 特別指導の検討段階で、加藤大臣は過労死の労災申請を知っていたのではないのか?にもかかわらず過労死を伏せて、あたかも濫用には適切に対処できている事例のように国会答弁で紹介したのではないのか?
- なぜ根拠規定なく特別指導が行われ、企業名が公表されたのか?

- なぜ11月～12月の加藤大臣への報告がここまで黒塗りなのか？是正勧告まで黒塗りされているのはなぜか？
- 11月17日の報告では既に特別指導と公表の方針は決まっていたのに、なぜ東京労働局長は、特別指導は12月25日の1週間ほど前に決めたことと説明しているのか？



- 「過労死等ゼロ」緊急対策の企業名公表基準（2017年1月20日「公表通達」）には合致しないのか？この公表通達の「2OUT」事案に該当するのではないかと。にもかかわらず適切にその枠組みで企業名公表を行うことをあえて回避したのではないかと？



- にもかかわらず加藤大臣が「待った」をかけたため、公表通達による正式な企業名公表を行うのではなく、イレギュラーな形式での「特別指導」の実施に至ったのではないか。
- そのような経緯が露呈することを回避するため、整合性がとれない国会答弁になっているのではないか。
- だとすると、本来の労働行政を、裁量労働制の拡大のための法改正の円滑な実施のためにゆがめた、ということではないか。

(3) 労災申請によって判明した裁量労働制の違法適用。この経緯が示すこと

- 加藤大臣は国会答弁で、裁量労働制の濫用には厳しく対処する旨を答弁していたが、現実には労災申請があつてはじめて問題が判明した。厳正に対処できている好事例ではなく、取り返しがつかない悲劇が起きてはじめて問題が判明した事例だった。
- 法改正によってさらに対象の拡大が予定されており、一方で労働基準監督官の増員は計画されていなかった。厳しい対処は無理。
- 労使委員会による法的導入要件の決議（労使自治によるチェック）では、違法行為や過労死・過労自殺を防ぐことはできない（ただし、野村不動産で届出があつたかは不明）
- 決議事項を労働基準所長へ届け出ることを義務付けても、監督署は違法を見抜くことはできない。
- 決議から起算して半年以内ごとに労基署へ定期報告を行うことが義務付けられているが、この措置では、違法状態を見抜いたり、過労死・過労自殺を防いだりすることはできない。

(4) 遺族からの FAX をめぐって

<p>加藤大臣4月6日 参議院厚生労働委員会 「それ（FAX）がどなたからなのか、どういう趣旨なのか含めて、今、私どものほうとして申し上げる情報を持っていないということ」 「今回は私どもの方から同意を求めたわけでは一切ありません。ご遺族に対して。にもかかわらず、同意するというのは、意味がよくわかりませんし」</p>
<p>加藤大臣4月7日 衆議院厚生労働委員会 「FAX が一本来ただけ、ということありますから、どういう風に確認をするのか、実際、最終的にはご本人にやはりお会いをして確認をしなければ、電話で確認するといっても、じゃあ、電話の相手がどなたかっていうのは私ども、わかりませんから、等々、かなり慎重にやらなければいけない」</p>

- 「野村不動産過労死遺族からのFAXへの加藤大臣と厚生労働省の不誠実な対応」
<https://twitter.com/i/moments/981886770219380736>

以上

公文書改ざんと森友・加計学園問題の真相究明を
公正・中立で民主的な公務員制度の抜本的見直しを求める(談話)

2018 年 3 月 13 日

日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)

書記長 鎌 田 一

昨日(3月12日)、財務省は森友学園への土地売却をめぐる決裁文書の改ざんを認め、国会に報告した。公文書は、民主的な公務運営には不可欠な存在であり、「国民共有の知的資源」とされていることから、文書の作成から保管に至るまでの文書管理は、後に政策決定が適切であったかを検証するためにも厳格に行われなければならないことは、公務員の常識である。何より公文書は、公務員としての職務をまっとうした証であり、それを改ざんするという発想はそもそも公務員には、全くない。

その公文書を財務省が改ざんしたことは、驚愕な事態というほかない。

麻生財務大臣は、「理財局の一部の職員により行われた」と他人事のようなコメントを發したが、公文書は、決裁ラインの承認が必須であり、組織で作成し、組織で管理しているため、個人の意思で改ざんすることは、不可能に近い。ましてや、「国会答弁に合わせて改ざんした」というが、公務員が自らの意思で文書を改ざんするという刑事罰を問われかねない行為を冒すことは考えにくい。したがって、公文書の改ざんは、組織的に行われたと考えるほうが妥当である。そうであるならば、組織の長である大臣や任命した首相の責任も重大である。

何より、改ざん前の文書から、首相や首相夫人、複数の政治家の関与がうかがえる記述が削除されたという事実は、「誰かにとって都合の悪い事実を隠ぺいした行為」であることは明白であり、政府はこの事実を重く受け止めるべきである。

国家公務員は、自らの職務が国民の権利保障や安心・安全に直結しているという責任感と「全体の奉仕者」としての使命感から、公務の公正・中立性の保持を常に心がけている。マスコミ等では、国家公務員が「忖度」したのではないかと指摘されているが、円滑な行政運営や施策の企画立案などで政権や上司の気持ちを忖度することはあっても、不正行為と指摘されるような役割を忖度だけで国家公務員が実行することは通常は考えられない。むしろ、具体的な政治の指示・圧力が存在すると考える方が自然である。

政治の圧力が事実であるとするならば、国家公務員制度のあり方が問われる問題であり、行政に対する信頼が揺らぎ、多くの職員の誇りと働きがいが多大な影響を及ぼしかねない。

現在の公務員制度は、大企業・財界が政権への影響力を強めている状況のもとで、内閣府や内閣人事局の設置、官邸の権限強化などで、各府省の権限が弱められ、「国家戦略特区」や「働き方改革」のように政権の意向が直接政策決定に反映しやすい制度へと変貌している。そのため、政権に権限を集中させて、必要以上に職員を監視・管理下に置くことは、公務員を萎縮させ、政権に対する多様な意見反映が困難となり、公正・中立な公務の運営が損なわれる危険性が極めて高いと、国公労連は再三指摘してきた。

公文書改ざんや森友・加計学園問題に対する国民の疑念を、曖昧なまま放置することなく、国会が国政調査権を發動するなど、徹底的に調査を行い、真相を解明して、公務の公正・中立性の確保と行政の信頼を確保するためにあらゆる措置を講ずるべきである。

同時に、政府は、公正・中立性を歪める国家公務員制度上の問題について、国公労連が昨年11月22日に公表した「公正で民主的な公務員制度の確立をめざす提言(案)」(【別記】)を受け止め、制度の問題点を検証して抜本的に改めるべきである。それこそが国民の権利保障を担う公務の公正・中立で民主的な運営を可能とし、行政の信頼を確かなものにする確信する。

公正で民主的な公務員制度の確立をめざす提言(案)のポイント

2017年11月22日 日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)

【1、問題意識】 森友・加計学園問題については、徹底した真相解明を求めると同時に、
疑惑が生じた背景にある公務員制度の抜本的な見直しが必要。

【2、制度見直しが必要な理由 → 公務員制度の根幹に関わる問題】

公務員とは	①公務員の役割は、国民の権利と安心・安全をまもること。→公務員の矜持。 ②憲法で「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」(第15条2項)と規定。 →公正・中立でなければならない。 ③国家公務員法で「公務の民主的且つ能率的な運営を保障する」(第1条)と規定。 →公務の民主的運営(国民の意思を反映した運営)が必要。
-------	---

↓

事情	両学園問題は、時の政権の意向によって、「政策決定が歪められた」「不適切な行政の執行が行われたのではないか」などの疑惑が浮上。 →公務の公正・中立性の確保と民主的運営という憲法と国家公務員制度の根幹に関わる重大な問題。 ※公務運営に支障も発生。
----	--

【3、なぜ、このような事態が生じたか?】

<p>主な公務員制度「改革」の変遷をたどると…</p> <ul style="list-style-type: none"> ①労働基本権が認められていた最初の国家公務員法(1948年) ②労働基本権の制約と人事院の創設(1948年) ③使用者側人事行政機関として総理府人事局の新設(1965年) ④中央省庁再編による内閣府の創設と内閣官房の権限強化(2001年) ⑤人事評価制度の導入(2009年) ⑥内閣人事局の設置と幹部人事の一元管理(2014年) 	<p>※制度以外にも</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国の機関の廃止 ②定員削減 ③規制緩和 ④民営化・地方分権 国の権限・機能の低下
---	--

↓

<p>国家公務員の人事管理を強化する一方で官邸の権限を強化。 大企業・財界が政治への影響力を強めている状況下でその意向を反映しやすい制度へ。</p>
--

↑

<p>※近年の財界の主な要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日本経団連の「さらなる行政改革の推進に向けて 国家公務員制度改革を中心に」(2005年)で、内閣機能の強化、人事評価制度確立、幹部職員の一元管理、行政関与縮小などを要求。 ②経済同友会提言「中央政府の再設計」(2007年)で、官房又は内閣府に人事管理部局を設置して幹部職員の一括採用・一括配置等を一元管理すること、身分保障の廃止などを要求。 ③経済同友会提言「国家公務員制度改革関連法案の国会提出にあたって 横串機能を強化せよ」(2013年)で、内閣人事局の設置で官邸の人事権の最大限の活用などを要求。

【4、この間の公務員制度「改革」の真のねらい】

<p>大企業・財界が新自由主義改革を推進するために、規制緩和の推進、法人税の減税、消費税率の引き上げや社会保障の切り捨てなど、利益至上主義の施策を国に推進させる。 →公務員への攻撃にみえる公務員制度「改革」は、結果として自己責任や自立自助などという形で、国民に犠牲を強いている。</p>

【5、明らかとなった公務員制度の4つの問題】

- ①官邸の権限の強化で内閣府等を通じて政権の背景にある大企業・財界の意向を施策決定に反映させて各府省の権限を実質的に弱めるとともに、幹部人事の一元管理で霞が関官僚を掌握する仕組み。
- ②公務員から労働基本権を奪う一方で、人事院の代償機能の低下と使用者権限の強化で、人事や労働条件を意のままに扱い、国家公務員を従える人事管理の仕組み。
- ③政策決定過程の手続きや文書管理など不透明さ、身分保障制度や退職管理・年金制度の形骸化で公正で民主的な制度を揺るがす仕組み。
- ④総人件費抑制方針にもとづく定員削減や規制緩和、民営化、地方移管などによる国民の権利保障機能を低下させる仕組み。

【6、公正で民主的な公務員制度をめざすための提言(案)】

「全体の奉仕者」として国民の権利保障という公務員の役割を明確にして、公正で民主的な前記の4つの問題に対応した国家公務員制度の確立をめざす。

(1) 公正で民主的な政策決定のための仕組みの整備

- ①内閣府は、所掌事務を関係府省に移管し、廃止を含めてあり方を抜本的に見直す。
- ②幹部職員等の人事は、各府省共通の基準を設け、中立した第三者機関が担う。
- ③政策決定を歪めるような疑惑については、国会の国政調査権の発動と第三者機関を設置して、真相解明と再発防止策を確立する仕組みを整備する。

(2) 民主的な人事行政機関の設置と公務員の権利保障

- ①内閣人事局を廃止するとともに、人事院を改組して、内閣から独立した公正・中立な新たな人事行政機関を設置する。
- ②公務員の労働基本権を完全に回復する。

(3) 公正・中立・透明性の確保

- ①行政と予算の私物化、不正・腐敗を防止するために、各官署毎に「行政運営委員会（仮称）」を設置し、政策決定、行政運営に職員の意見を反映する制度を確立する。
- ②情報公開や公文書管理は、第三者機関を設置して、公正・中立・透明性を確保する。
- ③内部告発権を保障し、一切の不利益が課せられないよう国民監視の制度を確立する。
- ④人事評価制度は、中・長期的な人材育成等に活用する制度に改める。
- ⑤分限・懲戒について、基準と手続き等について労使協議により明確にする。

(4) 国民の権利保障機能の強化

- ①国民の権利保障機能を十全に果たすために役割と需要に応じた体制を確保すること。そのため、総人件費抑制方針を改めるとともに、総定員法の廃止と定員削減計画の中止・撤回する。
- ②非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇をはかる法制度を整備すること。また、恒常的・専門的業務に従事する非常勤職員は、常勤化する。

【7、提言(案)の扱い】

提言(案)は、職場・組合員の意見集約をはかるとともに、公務員制度を研究している学者・専門家などの協力をえながら、提言を確立する。その上で、要求として政府・人事院にその実現を求めると同時に、民主的な行財政・司法を確立する運動を推進する。

公正で民主的な公務員制度の確立をめざす提言(案)の解説

2018年 4月 10日

日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)

森友・加計学園問題での政治の圧力や歪んだ政策決定の問題は、憲法で規定されている全体の奉仕者としての役割を担うために公正で民主的であるべき国家公務員制度のあり方が問われる重大な問題であることから、問題が生じた原因と背景を考察した結果、公務員制度の度重なる「改革」によって、一部の特権によって政策決定が左右されかねない制度上の問題を抱えていることが明らかとなった。

そのため国公労連は、全体の奉仕者として国民の権利保障という公務員の役割を明確にして、公正で民主的な国家公務員制度の確立をめざすための提言(案)をとりまとめ、内外に発信してきた。本稿は、提言(案)の各項目に対する解説として、提言(案)を再構成したものである。

【提言Ⅰ】「公正で民主的な政策決定のための仕組みの整備」について

この項では、現在の公務員制度の問題として明らかとなった、官邸の権限を強化して、内閣府等を通じて政権の背景にある大企業・財界の意向を施策決定に反映させて各府省の権限を実質的に弱めるとともに、幹部人事の一元管理で霞が関官僚を掌握する仕組みを改める提言をまとめたものである。

①内閣府の抜本的見直し

各府省の自律性を弱め政策決定を歪める内閣府については、所掌事務を関係府省に移管するとともに、総合調整機能や各府省に収まらない施策については新たな機関が担う仕組みを整備するなど、廃止を含めてそのあり方を抜本的に見直すこと。

森友・加計学園問題などで指摘されている不適切な行政執行や政策決定の背景に、官邸に権限が集中したことが指摘されている。歴史的経過を見ると、その大きな節目は中央省庁再編による「内閣府の創設と内閣官房の権限の強化」であり、その背景に、財界の強い要求があったことは明らかである。

内閣府は、内閣府設置法にもとづいて、①内閣の重要施策に関する内閣(内閣官房)の事務を助ける役割、②各府省の施策の総合調整など、事実上各府省の上に位置する行政機関である。当初の目的は、複数の府省にまたがる課題を担うことによって、省益優先の縦割り行政や族議員の利益誘導などの弊害をなくすことととされていたが、時の政権の意向が内閣府を通じて各府省にトップダウンで示されるなど、各府省の自律性が弱まったと指摘されている。また内閣府には、経済財政諮問会議が設置されるとともに、「国家戦略特区」や「働き方改革」などでは、内閣府で決定された施策が各府省に押しつけられ、各府省の

審議会の自律性も歪められている。

内閣府は、屋上屋の行政機関であり、内閣官房の役割と重複する組織であることから、政権や財界の意向を反映したトップダウンの政策決定の仕組みを改め、政策決定は基本的に各府省が担って、総合調整機能や各府省に収まらない施策については新たな機関が担う仕組みを整備するなど、廃止を含めてそのあり方を抜本的に見直す必要がある。

②幹部職員人事の中立性の確保

幹部職員等の人事については、各府省共通の基準を設けるとともに、中立した第三者機関が担う制度とすること。

内閣人事局が担う幹部人事の一元管理は、内閣総理大臣又は内閣官房長官が幹部人事の適格性審査を行ったうえで幹部候補者名簿を作成し、それをもとに各府省が任命するという仕組みである。さらに、管理職員(課・室長)の任用についても、内閣総理大臣への報告を義務づけ、内閣総理大臣が運用の改善や調整が行えるようになるなど、官邸に実質的な人事権が集中した。また、幹部職員の本人の意に反する降任も可能とする要件が拡大されて、時の政権による恣意的な人事配置が可能となった。

国公労連は「各府省の適材適所を基本とした人事配置から、時の政権による恣意的な人事を許すこととなり、『全体の奉仕者』という公務の公正・中立性が損なわれかねない」と指摘してきたが、森友・加計学園問題では、残念ながらこの主張が裏付けられる結果となった。

日本が政治改革のモデルとしたイギリスでは、幹部人事について、政治の干渉を受けない国家公務員人事委員会が選考委員会をつくって候補者を推薦するという中立性が保たれる仕組みを確立している。日本も官房に設置された内閣人事局が幹部人事を担うのではなく、公正な尺度の確立とイギリスと同様に中立性を確保できる仕組みが必要である。

③疑惑の解明と再発防止策の整備

森友・加計問題などで指摘されている政策決定を歪めるような政治と官の関係についての疑惑については、国会の国政調査権を発動するとともに、第三者機関を設置して、真相解明と再発防止策を確立する仕組みを整備して、公務の公正・中立性を確保すること。

日本国憲法第15条第2項で「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められており、公務員には、政治家や大企業などからの圧力によって法・制度を歪めることがないように、公正・中立性の保持が求められている。しかし、森友・加計学園問題は、時の政権の意向によって、政策決定が歪められた(主に加計学園問題で獣医学部設置が「戦略特区」の対象とされたこと)、不適切な行政の執行が行われた(主に森友学園問題で国有地が破格の価格で売却されたこと)のではないかということが問題になっているものであり、公務の公正・中立性の確保と民主的運営という憲法と国家公務員制度の根幹に関わる重大な問題が問われている。

したがってこの問題の全容解明は、公務の公正・中立性の確保と再発防止、行政の信頼を確保するためにも重要である。しかし政府が一方の当事者である場合の真相解明につい

ては、政府部内の調査に委ねるのは適当ではなく、憲法 62 条に基づく国会の国政調査権の発動が最も効果的である。ただし、与党が圧倒的多数を占める状況の下で国政調査権の発動が困難である場合には、権限を有する第三者機関が真相解明する仕組みが必要である。

【提言Ⅱ】「民主的な人事行政機関の設置と公務員の権利保障」について

この項では、公務員から労働基本権を奪う一方で、中央人事行政機関としての人事院の代償機能の低下と使用者権限の強化で、人事や労働条件を意のままに扱い、国家公務員を従える人事管理の仕組みを改める提言をまとめたものである。

①新たな人事行政機関の設置

内閣人事局を廃止するとともに、人事院を改組して、国民のための公正・中立、安定した行政を担保するための新たな人事行政機関を設置すること。

新たな人事行政機関は、内閣から独立した中立の行政委員会とし、その任務は、任免、分限、保障、服務、研修などを所掌し、賃金、退職金、年金などの労働条件は、団体交渉で決定することを基本に、その実務を所掌すること。

公務員制度は、公務労働者の権利回復を棚上げにしたまま使用者権限を強化し続けている。特に直近の公務員制度「改革」は、内閣人事局を設置して、総務省の人事行政と機構・定員管理や人事院の級別定数の設定・改定などの権限を移管するとともに、総人件費の基本方針の作成などを含む多くの権限が集中した。特に人事院から移管された級別定数の管理は、給与の配分であり、明確な労働条件であるにもかかわらず、使用者機関へ移管したことは、労働基本権の代償機能を損ねるもので、国家公務員労働者の権利の侵害である。したがって、公正で民主的な公務員制度とするためには、労働基本権の保障とそれを前提とした新たな中央人事行政機関が必要であると考えられる。

現在の国家公務員制度は、政権党が国家公務員の任免権限を有するのではなく、各府省に任免権限があり、それを中央人事行政機関である人事院が統制している。それは、職業公務員は、内閣の政策運営を専門家集団として誠実に支えることが求められており、たとえ内閣や政権党が交代しても、同様にその役割を果たすためには、時の政権に直接左右されない公正で科学的・客観的基準に基づいた人事行政が必要だからである。したがって、新たな中央人事行政機関については、内閣から独立した第三者機関とすべきである。

②労働基本権の完全回復

争議行為全面一律禁止規定を削除し、争議行為に対する刑事及び民事責任を課さないこと。国民の生存権との関わりで争議行為に一定の制約を課す必要がある場合は、労働関係調整法に準じて新たに措置すること。

労働協約締結権を含む団体交渉権を保障し、すべての労働条件は労使対等の原則に基づき団体交渉で決定すること。労使協定の履行について財政措置や法改正が必要な場合は、使用者の責任で措置すること。

すべての公務員の団結権を保障し、団結自治に反する登録制度を廃止するとともに、非現業以外の労働者も加入できる単一組合の設立を可能とすること。また、管理職員の範囲については、労働組合法に順じた規定とし、労働組合が自主的に組合

員の範囲を決定できるようにすること。

公務員も労働者であり、憲法で労働基本権が認められているが、1948年の国家公務員法「改正」で争議権と労働協約締結権が制限されている。政府は、国家公務員制度改革基本法第12条で規定されている「政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする」の具体化を棚上げするとともに、2002年以降10回もILO(国際労働機関)結社の自由委員会から国家公務員に労働基本権を回復すべきことを勧告されているにもかかわらず、それを放置したままである。

労働者の労働条件は、労使対等の立場において決定すべきと労働基準法等で規定されているが、そのためには労働法の規定とともに、労働基本権(団結権、協約締結権を含む交渉権、争議権)がすべて保障されていることが不可欠である。したがって公正で民主的な公務員制度を確立するためには、まず、憲法で保障されている労働基本権を完全に保障すべきである。

そのうえで公務の特殊性を踏まえた争議行為の一定の制約や労働協約履行のための財政確保措置などを確立するとともに、現行法で問題の多い登録制度や管理職員の範囲決定について整備する必要がある。

③公務労働委員会(仮称)の設置

不当労働行為の禁止とその救済措置を確立すること。

また、労使間の紛争に関し、斡旋、調停、仲裁及び緊急調整を行うとともに、不当労働行為の救済、労働組合の資格審査を行う機関として、現行の労働委員会の構成、権限等を最低の基準とした「公務労働委員会(仮称)」を中央に設置すること。

労働基本権回復にともない、現在適用されていない不当労働行為にかかわる規定を整備するとともに、労使紛争解決機関として公務労働委員会(仮称)の設置が必要である。

④市民的権利の保障

公務員の政治的行為の制限を抜本的に見直し、憲法で保障された市民的・政治的権利を保障すること。

国家公務員は、労働基本権の制約とあわせて国家公務員法102条で憲法で保障されている市民の権利である政治的行為が著しく制約されている。したがって憲法で保障された権利を十全に回復すべきである。

【提言Ⅲ】「公正・中立・透明性の確保」について

この項では、政策決定過程の手続きや文書管理など不透明さ、身分保障制度や退職管理・年金制度の形骸化など公正で民主的な制度を揺るがす仕組みを改める提言をまとめた。

①行政の透明性の確保

行政の公正・中立・透明性の確保、行政と予算の私物化、不正・腐敗を防止する

ために、各官署毎に職員代表と当局代表による「行政運営委員会(仮称)」を設置し政策決定、予算執行、行政運営、文書管理について職員の意見を反映する制度を確立すること。

また、情報公開や公文書管理の運用にあたっては、調査権限を有する第三者機関を設置して、公正・中立・透明性を確保すること。

(1) 「行政運営委員会(仮称)」の設置について

民主的な公務員制度は、可能な限り国民の意見を反映するために、政策決定過程において透明性をより高くして国民参加の仕組みを確立することが必要であり、そのことが、特権の濫用と公権力の腐敗を抑止し、行政の公正かつ適正な運営を可能とするものである。

そのためには、政策決定や予算編成等の課程で国民監視と職員の意見が反映できる制度を確立とすることが必要であり、国公労連は「行政運営委員会(仮称)」を各官署に設置することを提言している。同様の制度は、フランスの「行政管理協議会」、イタリアの「行政運営協議会」、ドイツの「職員協議会」などがある。

(2) 公文書管理について

透明性の確保には、公文書管理も重要である。2000 年来、行政手続法・公務員倫理法(2000 年)や情報公開法(2001 年)、公益通報者保護法(2006 年)、公文書管理法(2011 年)など、国民の知る権利をはじめとする権利保障を十全に行うために行政の意志決定過程や保有文書等の透明性を確保し、国民監視の下で、公正かつ民主的な行政運営を目的とする立法が相次いだ。

法制度が整備される一方で、公務現場では、文書管理業務が増加するとともに、個人情報のとりにあつた過度な対応が求められたり、電子データの保存規制など文書管理が職場に与えた影響は大きい。また、情報公開を要しない保存期間一年未満の文書の取扱基準や個人メモ、電子媒体データの取扱いが不透明であることから、行政の意思決定や職務遂行の過程を事後的に検証が困難な側面もあり、このことが森友・加計問題で、文書の存在を秘匿したり、「怪文書」などと述べるなど、まともに向き合おうとしない政府の姿勢に現れている。

そのため政府は、昨年 12 年 26 日に「行政文書の管理に関するガイドライン」を改訂して、文書管理体制の強化として文書管理者を補佐する「文書管理担当者を置く」ことを新設するとともに、文書保存期間については、新たに「行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を定めるものとする」とし、1 年未満に分類できる文書を 7 つの類型に分類して示したことは、評価しうるものである。しかし、1 年未満に分類できる文書の類型に「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」という曖昧な基準が示されていることから、恣意的な運用の懸念はぬぐえない。また、「行政文書の正確性確保」として「可能な限り、当該打合せ等の相手方の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする」ことが盛り込まれたが、本来は、各府省の受け止めがそのまま保存されるべきところを、

事実上のすりあわせで互いに妥協した部分のみが保存され、どちらかが不都合な部分が削除される懸念がある。このような「見直し」は、透明性の確保という目的とはあきらかに逆行するものである。

各府省は、改訂されたガイドラインをもとに各府省の文書管理規則等を改訂して4月1日から運用を開始した。

日本の公文書管理の最大の問題点は、①廃棄を前提としており、事後の検証が困難であること、②文書管理の判断りが部内職員である文書管理者であること、③脆弱な公文書管理体制(内閣府の公文書管理課が職員19人、国立公文書館職員47人。アメリカは約3,000人体制)などが、あげられる。

今必要なのは情報を秘匿するのではなく、政府がどのような情報を得て、どのように対応するのかなどの情報を明らかにさせることである。アメリカ政府は、幹部公務員のメールをすべて自動的に保存する仕組みを導入している。日本も情報の透明性を高め、国民や国会が行政を監視できる体制を拡充することであり、このことは公務の公正・中立・民主的な運営を確保するために必要不可欠である。

したがって、公文書管理のあり方や運用にあたっては、公正・中立な第三者が関わる仕組みが必要であると考えられる。

②意見表明の権利の確立と不利益禁止措置の確立

すべての職員が行政の専門家として政策決定や行政運営にあたって、自らの意見を主張する権利と上司の職務上の命令に対する意見を述べる権利を保障するとともに、不利益禁止規定を設けること。

また、内部告発権を保障し、一切の不利益が課せられないよう国民監視の公正な制度を確立すること。

1948年の国家公務員法「改正」では、第98条の「職員は、その職務を遂行するについて、誠実に、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。但し、上司の職務上の命令に対しては、意見を述べることができる」の但し書き部分(下線部分)が削除された。その理由は、不明ではあるが、あえて削除されていることから、この規定を復活するなど、職員が行政の専門家として経験を活かした意見を反映できる制度の保障も必要である。

不正を告発できる内部告発権の確立も必要である。公益通報者保護法は、公務員にも適用されるが、現在の保護法は、具体的な保護措置がほとんど定められておらず告発者のリスクが高い。また、告発者の救済が認められたとしてもわずかな損害賠償がほとんどで、事業者への制裁が軽すぎる実態がある。公務員の内部告発は、公共性や公益性が極めて高いことと、守秘義務との関係を踏まえて、国民監視の下で告発者を保護する制度の確立が必要である。

③人事評価制度の抜本的見直し

人事評価制度は、中・長期的な人材育成と適材適所の人事配置に活用する制度に改めるとともに、短期の評価を直接給与や昇任・昇格に反映しないこと。

2009年10月から人事評価制度がすべての常勤職員対象に実施され、短期の評価結果が直接給与や昇任・昇格等に反映することとなった。この制度は、民間企業で失敗した「成果主義賃金」とまったく同じものであり、職場からは、「公正な評価がされず、上司の顔色をうかがうようになった」、「評価されにくい仕事は後回しになる」「数値目標が横行している」など、職員の意識の変化とそれによる行政の質の変化が危惧されている。

人事評価制度は、公正な評価が困難で短期の評価が直接給与や昇任・昇格に反映することから、上司に対する意見反映を困難にする側面があることから、抜本的に改めるべきである。

④身分保障制度の民主的運用

分限・懲戒について、その基準について労使協議により明確にするとともに手続きについて事前審査からあらゆる段階での職員と労働組合の参加を保障すること。

職務遂行にあたっては、公正・中立性の保持が必要であり、そのために身分保障制度は不可欠である。身分保障については、国家公務員法第75条で「職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない」と規定されている。この規定に関して逐条国家公務員法全訂版(学陽書房2015年発行)では、「恣意的、かつ、不利益にその職を奪われることがないように制限することも成績主義の任用及び公務の公正性、安定性の確保のために極めて重要である」「公務にあたっては、その適性かつ能率的運営を図るために、公務遂行の公正性と安定性を確保することが必要であり、そのためにの恣意的な人事や情実人事の排除がより強く求められることから分限事由を法律で限定しており、民間の仕組みとは異なっている」としている。これは、戦前の官吏分限令で、本人の意に反する休職が認められており、この制度を活用して政権党の交代時などで事実上の免職や情実人事の手段となっていたことの反省に立って定められたものである。

しかし近年は、前述の通り、幹部職員の意に反する降任規定や旧社保庁職員の分限免職の強行など、身分保障制度の土台が揺らいでいることから、分限や懲戒などで一部の権力者の恣意的運用を許さない身分保障制度の確立が必要である。

⑤公務の公正・中立性の確保

公務員制度として公務の特殊性を踏まえた退職手当や年金のあり方を見直すこと
また、退職管理にあたっては、現役時代の公正・中立性の確保を前提に、職業選択の自由を十全に保障すること。

現役時代の公正・中立な公務運営を保障するために、公務の特殊性にふさわしい退職年金や退職手当も必要な制度ですが、近年、「民間準拠」の名の下で次々と改悪されており、公務員制度の一部としてそのあり方を再検討する必要がある。また、厳しい再就職規制も退職後の生活設計を困難にしていることから、天下りの禁止は当然ではあるが、公務員にも職業選択の自由を十全に保証する仕組みが必要である。

【提言Ⅳ】「国民の権利保障機能の強化」について

この項では、この間の総人件費抑制方針にもとづく定員削減や規制緩和、民営化、地方移管などによる国民の権利保障機能を低下させる仕組みを改める提言をまとめたものである。

①需要にみあった体制の確保

国民の権利保障機能を十全に果たすために、役割と需要に応じた体制を確保すること。そのため、総人件費抑制方針を改めるとともに、総定員法の廃止と定員削減計画の中止・撤回すること。

公正な公務員制度の目的は、憲法で保障された基本的人権をすべての国民に公平に保障するために必要な公務・公共サービスを提供することである。公務・公共サービスは、その公共性が極めて高いがゆえに、公務員がその役割を担ない、そのための組織と体制の確保と財源の確保が必要となる。しかし、政府の総人件費抑制方針の下で、定員が削減されて、必要な体制が確保されていないのが実態である。

実際、国家公務員(自衛官を除く国家公務員)の国際比較では、人口千人当たり、日本はわずか2.7人で、フランス24.5人、イギリス5.3人、アメリカ4.4人となっている。(内閣人事局公表)。これほど公務員が少なくなった要因は、国の機関の役割の重要性とは切り離されて実行される総人件費削減方針であり、具体的には、機械的な定員削減計画の実施と「行政機関の職員の定員に関する法律(以下、総定員法)」による定員管理にある。

そのため国の機関では、需要に応えようと職員が懸命に努力しているが、恒常的な超過勤務などで過重労働が横行し、心身ともに健康が蝕まれる職員が急増するなど、もはや限界点に達している。これ以上の定員削減は、国の機関の機能を脆弱にし、憲法で保障された国民の権利保障機能の低下を招きかねないことから、総定員法の廃止と定員削減計画の中止・撤回が必要である。

②非常勤職員の雇用の安定と均等待遇措置の確立

非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇をはかる法制度を整備すること。また、恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すること。

今日の国の機関は、定員削減による体制不足を補うために大量の非常勤職員を配置しており、このこと抜きに公務・公共サービスの運営を考えられない実態にある。その一方で、非常勤職員の処遇は、法律上あいまいで、処遇や雇用などの運用に関して、各府省や現場任せになっており、均等待遇も不十分であり、雇用不安に常にさらされている。しかも労働法の適用がないことから、無期転換権も認められていない。

したがって国公労連は、職場で現に生じている問題から目をそらさず解決する立場で、非常勤職員の処遇改善と雇用の安定に向けて、制度の抜本的改善をめざすなどの運動を強化している。

以上

参考資料

2015年3月、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（内閣府） 「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言（平成26年度調査報告）」より

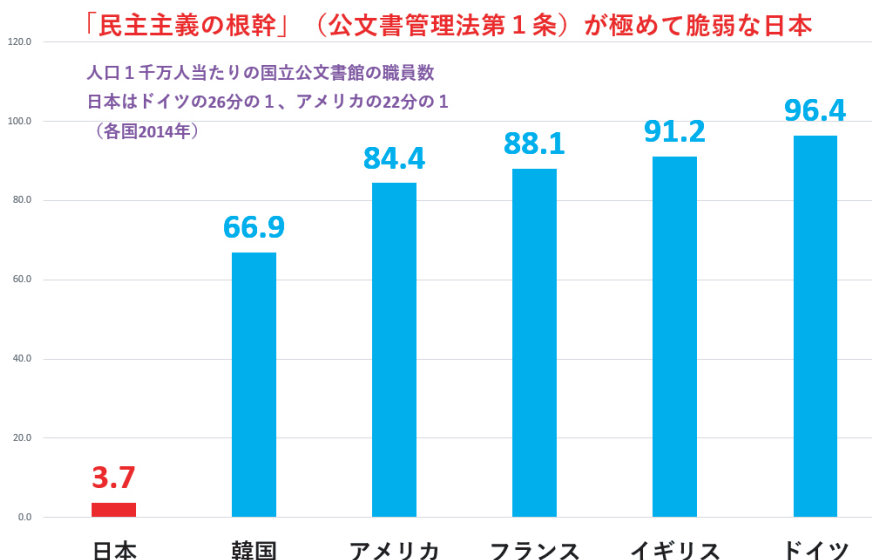
公文書は、政策決定過程やそうした決定がなされた時代の変遷をたどる歴史的事実の集積であり、広く国民が主体的に利用できるようにすることを通じて、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源である。そして、国の歴史資料として重要な公文書を保存する国立公文書館の存在は、これまでの歴史や価値を文書や記録という形で世代を超えて受け継ぎ、現在の主権者たる国民に対して説明責任を果たすとともに、次代を担う子供たちに生きた歴史に親しみ、体感する機会を提供することで将来につなげていく機能を果たすという、いわば我が国の過去・現在・未来を結ぶ施設とも言うべき大事な財産である。

平成21年の「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」という。）の制定によって、公文書が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」（第1条）と位置付けられるなど、近年国民の間での文書や記録への意識が高まっていることを反映して、国立公文書館が果たす機能の重要性はなお一層増しているところである。しかしながら、民主主義の基本となる施設とも言うべき国立公文書館の現状の機能・組織をみると、展示や学習といった機能を前提とはしておらず、職員数や文書の所蔵量を比較しても諸外国と比べ著しく見劣りする状況である。さらに、国立公文書館に移管された公文書は、永久に保存する義務があるが、書架は残り数年で満架となることが見込まれている。こうしたことから、主権者である国民が公文書を民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として主体的に利用できる状況にあるとは言いがたく、公文書管理法の成立等近年の公文書管理をめぐる動きを踏まえた上で、国立公文書館の機能・施設の在り方を今改めて検討する必要がある。

【諸外国の国立公文書館との職員数・所蔵公文書書架延長の比較】

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
職員数	47人	2,720人	600人	570人	790人	340人
所蔵量	59 km	1,400 km	200 km	380 km	300 km	177 km

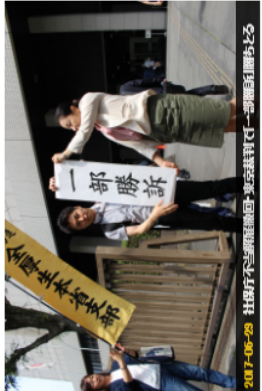
日本の国立公文書館の職員数は主要国の20分の1以下



※左のグラフは、上記の「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言」にある「諸外国の国立公文書館との職員数の比較」の数字を、各国の人口比でグラフにしたもの（国公労連作成）

News ニュース

- 2008.2.28 【労働基準法 公務員制度】追加11歳未満若年労働者の問題の表向明し 国産の公務員制度の若年労働者の問題が明らかになります
- 2008.2.28 【私たちの主張】2008年統一選挙に対する政府人事院回答をどうすべきか
- 2008.2.13 【私たちの主張】公務員制度改革・追加11歳未満労働者の問題の表向明し
- 2008.1.10 【私たちの主張】国産若年労働者の問題の表向明し
- 2007.11.28 【私たちの主張】社会保険料負担の増大が労働者の負担増を招く
- 2007.11.17 【私たちの主張】公務員制度の改革をどう進めるべきか
- 2007.11.10 【国公労連】公務員制度改革に関する意見書(案)を提出する
- 2007.10.27 【労働基準法 公務員制度】追加11歳未満若年労働者の問題の表向明し
- 2007.10.26 【私たちの主張】公務員制度改革に関する意見書(案)を提出する
- 2007.10.25 【私たちの主張】公務員制度改革に関する意見書(案)を提出する



国公労連 @kakkororen

【お知らせ】国公労連のHP上に「詰められた行政・政策決定 告発フォーム」を掲載しました。憲法の理を「全体の善仕者」たる公務員労働者を「私物化」し、行政への信頼を根本から揺るがせる事態が進行しているためです。現場からの情報提供をお待ちしています。 kakkororen.com

2018年4月6日

国公労連さんがリツイートしました



詰められた行政・政策決定 告発フォーム

日本国憲法第15条が「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者であつて」と定めており、公務員には、政治家や大企業などからの圧力によって法・制度を歪めることがないよう、公正・中立性の保持が求められています。

しかし、近年、歳入・加計学園問題などに見られるように、政治の圧力によって政策決定が歪められ、行政が私物化されたのではないかと国民から懸念される事例が少なからず発生しています。こうした懸念の真相を究明し、真に公正で民主的かつ公務員制度と職場環境をつくるため、あなたの職場で行政のゆがみや私物化が疑われる事例があった場合、以下のフォームから情報をお寄せください。告発して、いただいた内容は、個人情報が特定されないよう細心の注意を払った上で、今後の行政私物化を許さないとりくみに活かします。

※は必須項目です。

お名前(匿名でも可):

勤務先(省庁):

コメント:

Text input area for comments.

個人情報保護法に関する留意事項に同意しますか? 同意する 同意しない

上記の内容が国公労連から情報提供することにご同意しますか? 同意する 同意しない

確認 | リセット

このページの解説

行動予定

地区をクリックしてください。

詳細はこちら

国公一歩プログラム

安倍首相が提出した「特別に家計に負担は加えない」という公約(安倍政権の公約)を踏まえ、国公労連は、公務員制度改革に関する意見書(案)を提出する。

国公労連は、公務員制度改革に関する意見書(案)を提出する。



交渉冒頭で職場へ表明する佐川長官

立ちっぱなし相談やめよ

納税者・職員ともに酷



長官団交

マイナンバー・セルフメデイケーシヨン税制・申告書不送付

全国税・沖縄国公労全税支部協議会は11月22日(水)、佐川長官との交渉を行いました。交渉では、佐川長官から職場への表明が異例の冒頭に行われました。

交渉では、①確定申告期、②調査事務、③内部事務センター、④公正で明朗な人事確立、⑤賃金・制度改善、⑥組合差別の根絶などを議題とし、要求実現を迫りました。

確定申告期

協議会 相談開始時間を厳守すること。相談及び現金領収事務を執務時間内に終らせるため、遅くとも受付を午後4時に締めること。休日出勤をやめること。

協議会 相談開始時間は従来どおりの9時とする。執務時間は午後5時までであり、全国すべてを一律に決めることは適当ではない。開庁時間内に終わるように、各局に対応しているものと考えている。

協議会 東京局のある署で休日出勤があった。通常業務で休日出勤はありえない。

協議会 来署者削減のため、具体的な対策をあらかじめ協議すること。

当局 e-Taxでの自宅からの送信などICTを著実に定着させて、自宅からの作成提出を推進する。そのため広報を行っていく。

協議会 収支の無い手書き申告書には今年から申告書を郵送にはしないようだが、署に対する問合せも来署者も増える。

協議会 マイナンバー2年目であり、確認事務により労働強化とならないこと。弾力的な運営は考えていないのか。

当局 番号記載は法令化

納税者から様々なご意見あること承知

長官 年が明ければよい確定申告が始まることとなるが、円滑な確定申告ができるよう対応をお願いすることとなる。また、現場において納税者から様々なご意見が寄せられていることも承知している。

このように、職員の皆さんには、特に年明け以降ご苦勞をおかけする

交渉冒頭 佐川長官が職場へ表明

降ご苦勞をおかけすることとなる。そのような中で、適正・公平な課税徴収の実現のため、現場で職務に精励し、また、ご苦勞されている職員の皆さんのご尽力は、納税者と信頼ある税務行政を築いていく。再度聞くが職員に長

特に年明け以降ご苦勞をおかけする

官として冒頭以上の発言はないのか。

当局 様々な苦情に対して適切に対応していることと認識している。引き続き適切な対応をしていくことをお願いしたい。

協議会 一度失った信頼関係を取り戻すことは、並大抵の努力では済まないと信じている。再度聞くが職員に長

協議会 超過勤務を前提とした計画策定は行わないこと。

当局 暑害 体制の中で、暑害の弾力的な運用で事務の効率化を図り、超勤の縮減をすすめていきたい。

協議会 超勤事務の超勤が終了しても、課税内部が翌日の仕事の段取りのため、遅くまで残って、過重な負担がかかっている。何か対策は講じないのか。

当局 挙署一体で対応していきたい。

協議会 職員の健康管理の面からも、受付、收受、相談業務は立ちっぱなしを止めること。

当局 多数の納税者を限られた人員で効果的・効率的に対応するため実施する。実情に応じた体制とするとのこと。

協議会 日曜開庁は職員の健康を損なうのでやめること。

当局 納税者のニーズもあり、やめることは考えていない。

協議会 国税庁レポートによれば、28年分の閉庁日の提出件数は約1・4%にしか過ぎない。これに十分な納税者ニーズに答えるため、膨大な努力をかける必要があるのか。

協議会 調査日数確保に固執した、申告会場設置の後倒しはやめること。

当局 開設時期を適切な時期にすることは、確定期事務の効率化に有用である。1月の調査をやめる

協議会 後倒しは、管理運営部門に負担がかかるのでやめるべきだ。

当局 申告会場設置前、個人・資、管理で協力して相談を行っていく。



納税者利便と職員の健康管理を訴える高橋誠評議員

健康管理に万全を期す

審査後の超勤には「挙署一体」

協議会 超勤事務の超勤が終了しても、課税内部が翌日の仕事の段取りのため、遅くまで残って、過重な負担がかかっている。何か対策は講じないのか。

当局 暑害 体制の中で、暑害の弾力的な運用で事務の効率化を図り、超勤の縮減をすすめていきたい。

協議会 職員の健康管理の面からも、受付、收受、相談業務は立ちっぱなしを止めること。

当局 多数の納税者を限られた人員で効果的・効率的に対応するため実施する。実情に応じた体制とするとのこと。

協議会 日曜開庁は職員の健康を損なうのでやめること。

当局 納税者のニーズもあり、やめることは考えていない。

協議会 国税庁レポートによれば、28年分の閉庁日の提出件数は約1・4%にしか過ぎない。これに十分な納税者ニーズに答えるため、膨大な努力をかける必要があるのか。

協議会 調査日数確保に固執した、申告会場設置の後倒しはやめること。

当局 開設時期を適切な時期にすることは、確定期事務の効率化に有用である。1月の調査をやめる



11月22日の交渉冒頭で佐川長官は、「現場において納税者から様々なご意見が寄せられていることも承知している」とし、「特に年明け以降ご苦勞をおかけするご意見を現場で職務に精励し、また、ご苦勞されている職員の皆さんのご尽力」に「心から感謝の気持ちをお伝えしたい」と述べた。

▼前回の交渉で「現場の職員が、森友問題」に関して苦情を言われ苦勞している。職員に謝罪の意を表明すべきだ」と全国税が追及した答えである。

▼国税労働組は現場の職員の苦勞をどうとらえているのか、多くの職員は疑問を持っていたのではないだろうか▼そもそも、幹部公務員の人事を内閣人事局に一元化したことが、行政を歪めた最大の原因である。



「苦情は組織対応」と佐川長官

長官 確定申告も間近に 新施策への対応等も必要 迫り、特に本年は、各種 であり、また、現場にお

トップの不始末 組織で対応?

繰り返される 同じ苦情にダメージ 確申期に戦々恐々

いて納税者から様々なご意見が寄せられていることも承知している。職員の方々のご尽力は、納税者と信頼ある税務行政を築く上で大変重要だ。心から感謝をお伝えする。本年の確定申告も、苦情には国税組織として適切に対応するので、安心して職務に精励していただ

これからの最繁忙期には多大なご苦労をおかけするが、円滑な確定申告となるよう、庁局署一体となつて取り組んでいく。国税 医療費控除の5年間保存義務で、「保存していないのは財務省ではないか」と言われる。調査での臨場時に、国会のラジオ中継が流れ、一瞬絶句した後、納税者か

ら慰められた。修正申告の説明時の嫌味に反論できず耐えている。同じことを何度も言われ、ダメージが重なり、確申期を迎え、戦々恐々としている。部下の苦情対応に上司が出るのは当然だが、トップの不始末で、なぜ統括官が耐えなければならぬのか。 当局 組織として適切に対応していく。

国税 事務量に見合う十分な人員を配置することを。小規模署や緊急時は、局応援等の対策をとること。 当局 前年の事務実績や繁閑を考慮し、事務運営に反映している。局は適切な支援をしている。 国税 確定申告期を含む繁忙期の管理運営部門での現金領収事務は、微

減っている。庁の指示が。 当局 必要な予算は確保している。

川長官。何を伝えようとしていたのだろうか。

健康保持を 最優先に

確申期

全国税 申告相談の受付を遅くとも16時に終了させること。 当局 執務時間は17時までであり、局署実情が異なるため、全国一律は適当でない。 全国税 連日の時間を超える超過勤務をさせないこと。 当局 庁局署一体体制の

中、弾力的運用で効率化を図り超過勤務を進めるが、超勤しなければならぬことがある。 全国税 超勤手当を完全支給すること。 当局 適正に支給するように指示している。 全国税 確申期は超勤を管理者が適正に把握するのは困難だ。パソコン使

用時間等、客観的な事実で管理すべきでないのか。 全国税 強引なノルマ主義・しりたたき・労働強化をしないこと。

当局 職員に過重な負担とならないよう指示している。適正公平な課税の実現には調査が必要。 全国税 12月に「他局と

比べ不正割合が低い」件数が足りない、あと2件着手するように」との指示があった。ノルマ主義そのものではないか。 収職員を配置するなど柔軟な体制をとること。 当局 局所の実情に応じた運営している。応援については一律に指示していない。 全国税 大阪局では、センターに人員を厚めにしているため、対象署の事務に支障をきたし、休暇も取れない状況だ。 当局 大阪局の複数の小規模署をセンターに集中させ、内部処理センター化・内部事務の集中化の試行をしているが、いただいた話は、担当を通じて確認する。 全国税 金沢局では、予算が削られたために、操作補助の非常勤職員すら減っている。庁の指示が。 当局 必要な予算は確保している。

国会では、連日のように佐川長官の名前が登場している。学校法人森友学園への国有地売却交渉における交渉記録を「破壊」との国会答弁に対する批判も飛び交う▼「交渉に際して庁内で作成した報告文書・回覧文書」なる「照会票」と、その回答である「相談記録」が存在するという。そのため、佐川長官の理財局長時代の国会答弁との食い違いが指摘されている▼「政府の一員」たる国税職員としては、妥当性のない政府答弁は恥ずかしい限り。今年の確申期が、無事に過ぎることを願う▼2月2日の長官交渉で、当局側は、15分ほど前から交渉会場で着席していた。中央で方面の笑顔を浮かべて着席していた佐川長官。何を伝えようとしていたのだろうか。

全国税

発行所 東京都千代田区霞が関 財務ビル内(〒100-0013) 全国税労働組合 発行人 木村 和由 電話 (03) 3581-3678 電 話 (03) 3507-0886 FAX (03) 3507-0886 振替口座00140-2-68514

長官団交

全国税は2月2日、今年度3回目となる佐川長官との団体交渉を行いました。交渉では、確定申告期や繁忙期の個人・資産・管理運営・調査部門の労働強化課題、賃金など制度課題、非常勤職員の雇用と労働条件改善、パワハラへの根絶、税務大学の民主化、公正で明らかな人事の確立、組合差別の是正などの要求実現を迫りました。

全国税 退職手当が引き下げられたが、労働組合の意見も聞いておらず納得できない。労働条件が引き下げられ続けるのと人材が民間に流れ、このままでは組織が維持できなくなる。回復するよう働きかけること。賃金を引き下げることは、国会金面では、ベースアップを1月で法制化されたものであり、善の努力を続けていく。

ベア要求

月額2万3千円以上

政府の一員として退職手当に額2万3千円以上」要求する。ついてコメントは難しい。当局としては、税務の複雑・困難性を訴え、最善の努力をしていくが、賃金については、民間準拠により人事院が勧告し、最終的には国会で決めること。 当局 平成30年以降、退職手当を引き下げることは、国会引き続き改善を働きかけ、最善の努力を続けていく。

そらばん弾

国会では、連日のように佐川長官の名前が登場している。学校法人森友学園への国有地売却交渉における交渉記録を「破壊」との国会答弁に対する批判も飛び交う▼「交渉に際して庁内で作成した報告文書・回覧文書」なる「照会票」と、その回答である「相談記録」が存在するという。そのため、佐川長官の理財局長時代の国会答弁との食い違いが指摘されている▼「政府の一員」たる国税職員としては、妥当性のない政府答弁は恥ずかしい限り。今年の確申期が、無事に過ぎることを願う▼2月2日の長官交渉で、当局側は、15分ほど前から交渉会場で着席していた。中央で方面の笑顔を浮かべて着席していた佐川長官。何を伝えようとしていたのだろうか。